

横浜市公共事業評価実施要綱

制 定 平成 17 年 3 月 28 日 総公第 203 号（局長決裁）
最近改正 令和 3 年 3 月 24 日 財公第 826 号（局長決裁）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、市が実施する公共事業に関し、事業着手前から完了後までの各段階において、事業の必要性や効果等を客観的に評価し、公表することにより、公共事業における効率性及び実施過程の透明性の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **公共事業評価** 市が実施する施設整備事業（以下「事業」という。）に関して行う、事前評価、再評価及び事後評価をいう。
- (2) **事前評価** 新たに事業費を予算化しようとする事業について、事業の必要性や効果等の視点から事業実施の妥当性を判断する手続であり、次章の規定に従い定められたものをいう。
- (3) **再評価** 事業採択後一定の期間が経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業等について、事業継続の是非を判断するとともに、必要に応じてその見直しを行う手続であり、第 3 章の規定に従い定められたものをいう。
- (4) **事後評価** 事業完了後一定の期間を経過した事業等について、事業完了後の事業効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映させることを目的として実施する手続であり、第 4 章の規定に従い定められたものをいう。

2 補助事業の公共事業評価において、国の要領等と重複する規定等がある場合は、国の要領等によるものとする。

（公共事業評価委員会）

第 3 条 市は、事前評価、再評価及び事後評価の実施に当たり、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）に基づき設

置する、学識経験者で構成する横浜市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）から意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

第2章 事前評価

（事前評価を実施する事業）

第4条 事前評価を実施する事業は、原則として総事業費が20億円以上の事業とする。ただし、単純な更新を目的とした維持修繕事業、災害復旧事業、耐震改修事業等は除くものとする。

2 事前評価を実施する事業のうち、次の事業については、事前評価の対象事業から除くことができる。

- (1) 計画策定段階において事前評価と同様の手続を実施している事業
- (2) 国等の事業と一体となって効果を発揮する事業又は国等と共同して実施する事業等、市が単独で評価することが困難な事業
- (3) その他、事前評価の実施が困難な事業

（事前評価を実施する時期）

第5条 事前評価を実施する時期は、原則として事業実施に必要な事業費の予算を計上する前までとする。

（事前評価調書（案）の策定）

第6条 事前評価の実施にあたり、市は、事業の必要性、効果及び環境への配慮等の視点から、事前評価調書（案）を策定するものとする。

（市民意見の聴取）

第7条 市は、前条の事前評価調書（案）を市民に公表し、意見を求める（以下、「市民意見の聴取」という。）ものとする。ただし、事業の計画策定段階において、同様の手続を実施している場合は、この限りでない。

（委員会の意見聴取）

第8条 市は、事前評価を実施する事業については、前条のほか、第6条の事前評価調書（案）について、委員会に意見を求めるものとする。ただし、事業の計画策定段階において同様の手続を実施している場合は、この限りでない。

（事前評価の結果の公表）

第9条 市は、「事前評価の結果」として次の各号を策定し、公表するものとする。

- (1) 前2条の結果を踏まえ確定した「事前評価調書」

- (2) 第7条により市民意見があったときは、「市民意見」及び「市民意見に対する市の見解」
- (3) 前条により委員会から意見の具申（以下、「意見具申」という。）があったときは、「意見具申に対する対応」

第3章 再評価

（再評価を実施する事業）

第10条 再評価を実施する事業は、原則として総事業費が20億円以上の事業のうち、次の各号に定める事業とする。ただし、単純な更新を目的とした維持修繕事業、災害復旧事業、耐震改修事業等は除くものとする。

- (1) 事業採択後5年間が経過した時点で未着工の事業
- (2) 事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
（ただし、下水道事業及び水道事業においては10年間）
- (3) 再評価実施後5年間が経過した時点で未着工又は継続中の事業
（ただし、下水道事業においては10年間）

2 再評価を実施する事業のうち、次の事業については、再評価の対象事業から除くことができる。

- (1) 一定以上の事業進捗が図られている事業又は当該年度の翌年度末までに完了する見込みである事業
- (2) 事業目的等の変更を伴う再構築中の事業
- (3) 国等の事業と一体となって効果を発揮する事業又は国等と共同して実施する事業等、市が単独で評価することが困難な事業
- (4) 次条に規定する再評価を実施する時期において、再評価と同様の手続を実施している事業

（再評価を実施する時期）

第11条 前条により再評価を実施する事業について、再評価を実施する時期は、原則として前条第1項各号の事業において定める時点を経過する日の属する年度の末日までとする。

（再評価調書（案）の策定）

第12条 市は、再評価の実施に当たり、事業の継続か中止かの判断を示した対応方針（以下、「対応方針」という。）の案等を記載した再評価調書（案）を策定するものとする。

（委員会の意見聴取）

第13条 市は、再評価を実施する事業については、前条の再評価調書（案）について、委員会に意見を求めるものとする。

(対応方針の確定)

第14条 市は、前条の結果を踏まえ、「対応方針」を確定するものとする。

(再評価の結果の公表)

第15条 市は、「再評価の結果」として次の各号を策定し、公表するものとする。

- (1) 前条により対応方針を確定した「再評価調書」
- (2) 第13条により委員会から意見具申があったときは、「意見具申に対する対応」

第4章 事後評価

(事後評価を実施する事業)

第16条 事後評価を実施する事業は、原則として、事前評価を実施した事業とする。

2 事後評価を実施する事業のうち、次の事業については、事後評価の対象事業から除くことができる。

- (1) 事業完了後に事後評価と同様の手続を実施している事業
- (2) 国等の事業と一体となって効果を発揮する事業又は国等と共同して実施する事業等、市が単独で評価することが困難な事業

(事後評価を実施する時期)

第17条 事後評価を実施する時期は、原則として事業完了後5年以内とする。ただし、関連する事業の進捗状況等から事業効果の確認が困難な場合は最大5年の範囲で延長することができるものとする。

(事後評価調書(案)の策定)

第18条 市は、事後評価の実施に当たり、当該事業完了後の事業効果等を記載した事後評価調書(案)を策定するものとする。

(委員会の意見聴取)

第19条 市は、事後評価を実施する事業については、前条の事後評価調書(案)について、委員会に意見を求めるものとする。

(事後評価の結果の公表)

第20条 市は、「事後評価の結果」として次の各号を策定し、公表するものとする。

- (1) 前条の結果を踏まえ確定した「事後評価調書」

- (2) 前条により委員会から意見具申があったときは、「意見具申に対する対応」

第5章 その他

(事務取扱要領)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
(横浜市事業再評価実施要綱の廃止)
- 2 横浜市事業再評価実施要綱(平成10年12月16日施行)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定については、平成23年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 24 年度に第 10 条に該当する事業で第 11 条に規定する期間を超過している事業については、再評価時期を平成 26 年度末までとし、完了した事業は再評価の対象外とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。